				08 又部科字省 (地域再生非予算 検討要請)x					
構想(プロ ジェクト) 管理番号	支援措置提案 事項管理番号	支援措置に係る提案事 項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1022	10222010	公立学校用地の転用の 弾力化	国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、統廃合等により学校施設として未使用となり転用する場合は、建築物に関する地域再生支援措置と同様な措置を講じる。 1.国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 2.起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。	国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、廃校等により未活用用地につい て、学校施設以外の公共施設として転用を図って行く。	補助金により取得した公立の小中学校用地について、廃校等にあたっての財産処分は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律22条」の適用を受け、他の目的に使用することが出来ない。 しかし、これに附随する廃校等に関しても同様に地域再生支援策が示されており、用地に関しても同様に地域再生に資する施設として、補助金の返還と起債の一括償還を不要として欲しい。	東京都		公立学校用地の転用 の弾力化	国庫補助金や起債にて取得した学校用地に関し、統廃合等により学校施設としては余裕活用 用地になった部分について、建物に関する地域 再生支援措置と同様な支援措置を講じる。 1.国庫補助金を受けて整備された公立学校用 地の財産処分については、地域 再生に資する と判断したときは、国庫納付金は不要とする。 2.起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 たときは、繰上償還を不要とする。
1097	10971010	介護老人福祉施設の 推進	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の承認、国庫納付金を 不要とする範囲の拡大及び公立施設の解体に伴う地方債繰上げ償還を不要することに より廃校校舎を解体して介護老人福祉施設を建設する。	施設を整備することにより要介護の状況である高齢者が適正な介護を受けられる。	現状の財産処分の規制緩和及び地方債繰上げ償還の緩和では、既存の建物を転用することは可能であるが、計画している施設は、既存の建物ではその機能をはたすことができないため特例措置を拡充する。	山梨県	山梨県秋山村	介護老人福祉施設構 想	昭和56年度に建設した浜沢小学校が、平成12年度に児童の減少等によい沖内3小学校を1校に統合したために現在廃校舎のままで残っており、地域には特に寂しさがある。校舎の利活用を検討してきたが具体的な利用なく今回介護老人福祉施設を計画するにあたり既存の施設では十分な機能を有しないことから、村ではやむな〈廃校舎を解体して、その用地に介護老人福祉施設を建設する。土地については村が貸与し、建設、運営については設立する社会福祉法人が行う。
1097	10972010	介護老人福祉施設の推 進	国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分及び地方債の繰上げ償還について、従来より弾力的な取り扱いて緩和されている中、地域環境・位置的背景から廃校校舎敷地を転用、利用したいが、既存の施設では十分な機能を有しない等、このようなやむを得ない場合においての規制緩和のさらなる拡充として廃校校舎を解体しても国庫納付金の納付不要及び地方債の繰上げ償還の不要とすることで、事業計画の推進、地域(市町村)の活性化を促す。	財産処分の規制緩和の拡充及び地方債繰上げ償還の不要により、廃校校舎跡地に介護 老人福祉施設を建設する。財産処分の緩和及び地方債の繰上げ償還の不要はは市町村 への負担が軽減されるとともに、分に緩入保証施設を建設することにより、高齢者が 介護を必要な状態になって施設に入所しても、自宅に居たときとおなじように [ごく 普通の生活] が営めるように支援していく。	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会情勢の急激な変化等により、当初の目的に従った利用ができず用途変更するにあたり、地域の属性にあったものを計画しても財産処分の規制及び地方債の繰上げ償還があり、地域の活性化及び推進が困難となる。	山梨県	山梨県秋山村	介護老人福祉施設構想	昭和56年度に建設した浜沢小学校が、平成12年度に児童の減少等により対内3小学校を1校に統合したために現在廃校舎のままで残っており、地域には特に寂しさがある。校舎の利活用を検討してきたが具体的な利用さなく今の介護を人組祉施設を計画するにあたり既存の施設では十分な機能を有しないことから、村ではやむなく廃校舎を解体して、その用地に介護を人福祉施設を建する。土地については村が貸与し、建設・運営については設立する社会福祉法人が行う。
1594	15942030	外国人旅行者の負担と ならない低料金宿泊施 設の整備	外国人、特にアジア地域の人々にとって、日本の物価水準はとても高いものである。その負担を少しでも軽くして、当該地域に足を運んでもらえるように、廃校学校等を利用した低料金の宿泊地を整備する。また同施設において、同時に、日本人若者の利用も見込む。確かに、短期的には、家族や高齢者に比べ、若者がもたらす経済効果は少ないと考えられる。しかし、長期的視野に立てば、いずれ家族を持ったときなどに、戻ってきてくれることが考えられるため、将来の顧客として、十分意義のあるものと考えられる。	公立学校の廃校校舎等を観光客向け宿泊地として転用 使用されていない廃校校舎、動労青少年ホーム、職業能力開発校、公営住宅等を宿泊 地として転用する。特に低い価格設定を行うことで、外国人及び若年者の観光客集客 を狙う。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国 人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構想」の一環として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興による地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	東京リーカ	外国人旅行者受入体 制の包括的整備によ る地域再生構想」	政府の 観光立国構想。の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく外国人旅行者が満足するレベルの観光資本を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジブ諸国からの旅行者の増加傾向に鑑力一般地域住民が当該諸国の異文化コミュケーション能力を高める教育機会の増加 観光案内標識の多言語化出Cタグ等利用による家語翻訳サービス整備 低料金宿泊施設充実通、の担括的整備を可能とするべ、既存の関連、支援措置。の組み合わせ適用」を促進し、地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置。の関連項目を全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。
1422	14222010	学校施設の空教室の利 用に伴う使用許可につ いて	小値賀町には、現在、施設入所が13名、グループホーム入居者が3名いてその入所に係る小値賀町の支援費の負担額が、(4分の1)が11,650千円となっております。また、島内にいる数名の障害者と入所待機者と養護学校の在校生等を含め、今後5~6名の増加が予想されトータルで20名を越すと現時点で予想されます。施設については、比較的軽度の人を対象とする意味で授産施設の近いものが望ましいと思います。 作業等については、農作業を中心に養寿園や福祉センター等の清掃活動、又特産品の加工を委託等を考えています。施設の規模については、長崎県の障害者ブランにおいて上五島地区(宇久・小値賀を含む)については約50名程度の施設が計画に上がっており、すでに新魚目町に知的障害者通所授産施設(30名規模)の建設が決定されていることから、本町にお足で施設等新設する場合、20名~30名以下の数値が現実的と思われる、当町に授産施設等新設する場合、20名~30名以下の数値が現実的と思われる、当町に授産施設等新設する場合、20名~30名以下の数値が現実的と思われる、当町に投産施設等新設する場合、雇用の場の確保・人口増と今まで他町に流れていた負金が、当町に落ち経済も活性化できると考えられます。また学校の空き教室を利用できれば、障害者との交流、福祉に対する考え方を身近に感じられる教育現場が構築できると野ながままります。また学校の空き教室を利用できれば、障害者との交流、福祉に対する考え方を身近に感じられる教育現場が構築できると会教室の利用については、国県の許可が必要ですので利用許可の支援と施設設置のために必要な人員配置について、小離島のため専門職の人材不足が考えられるため資格基準の緩和措置、施設設置要件などの特別措置などお願いしたい。	で入所者数が多ければ20名をこえる雇用の確保が出来、支援費の負担金の軽減(年間約1,100万円)にもつながり、現在他町村に入所中の方々の帰町が実現され、	0	長崎県		おぢか空き教室のび のび活用構想	ー島一町の島にとって、福祉のサービスは本土より手厚いものにしなければいけないというコンセスに取組んでいます。そのような中どうしても対応し去すない福祉事業の一つでもある。知的障害者援護衛と島内に整帯できればと考えていました。今回の地域再生事業の推進にあたり、島内外の校的障害児者向けの入所・通所施設を島内学校が設め空き教室を利用して設置し、福祉と教育の現場が一体となった環境を作りが可能となり、の乾いた現在の福祉の時代に対応できる児童教育の場も同時に構築できるものと考えられます。

構想(プロ ジェクト) 管理番号	支援措置提紧 事項管理番号	表 支援措置に係る提案事 項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 構想(プロジェクト)の名 和	提案概要
1532	15322010	図るために、小・中学校の統合により廃校と なった学校施設の有償 による財産処分に係る	北九州市においては、少子高齢化社会の到来に伴い、児童生徒数が減少傾向にある中、子どもたちの適正な教育環境を確保するために、小・中学校の統合事務を進めている。この事業を円滑かつ有効的に進めるため、学校法人や社会福祉法人、NPO法人などが行う公共益事業に資する目的に限り、当該財産の処分を受ける場合、その処分が有償であっても補助金の返還を免除することができるようにし、これによって、廃校となった学校施設の校地・校舎を有効活用し、地域の活性化及び公共の福祉の増進に資する。	学校法人や社会福祉法人、NPO法人などが行う公共益事業に資する目的に限り、 当該財産の処分を受ける場合、その処分が有償であっても補助金の返還を免除する。	現在の学校施設に係る補助金制度では、公共用または公用に供する目的でかつ、無償で財産の処分を行う場合に限って補助金の返還が免除されることとなっている。しかし、有償で財産処分する場合は補助金を返還しなければならず、厳しい財政状況の中で施設の有効活用の障害となっている。有償による財産処分においても、補助金の返還が免除されれば、施設の有効利用が進み、より多くの公益事業を市民に提供できることなる。さらに、当該事業によって新たな雇用創出等地域経済の活性化にも資するものと考えられる。	福岡県		北九州市においては、現在、小・中学校の統合事務を進めているが、事業を円滑かつ有効的に進めるため、学校法人や社会福祉法人、NPO法人などが行う公共益事業に資する目的に限り、当該財産の処分を受ける場合、その処分が有償であっても補助金の返還を免除することができるようにする。これにより、廃校となった学校施設の校地・校舎を有効活用し、地域の活性化及び公共の福祉の増進に資する。
1115	11152010	けて購入したスクール	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱のスクールバス・ボート等購入費の補助金 の交付を受けて購入したスクールバスを、補助金の目的外利用を行っても、補助金の 返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。	町が無料で運行するシャトルパスの一部について、小・中学校で使用しない期間及 び時間帯において、スクールパスを活用することとしたい。 このことが実現すれば、車両購入経費又は車両借上経費の削減が図られ、円滑な事 業実施の一助につながります。	0	福島県	ア構想	田島町針生地区は、国の天然記念物に指定されている駒止湿原をはじめ自然資源に恵まれた地域です。自然環境の保全と新エネルギー導入による資源循環型の取り組みを進めることにより、この地域を交流エコエリアと位置付け、地域間交流を促進していきます。 具体的な内容としては、駒止湿原へのシャトルバス運行やスキー場駐車場の有効活用、ハイブリッド銭湯やエネルギー源花畑の開設、新エネルギーの複合活用や地域通貨の導入を予定しています。
1497	14972010	長期計画に基づくPFI による耐震化工事を前 提とした廃校活用によ るNPO法人立学校の設 置	事態となっている。 もし、NPOが、PFIによる耐震化工事を前提に学校を設置できれば、地方公共団体 は、所有権を有しながら予算配分の遅れがちな廃校に耐震化工事を施すことができ、	NPOは、不登校で、行政の特別支援サービスが合わない特別なニーズをもった児童 生徒を対象とした学校を設置する。このことによって、周辺地域の不登校の児童生徒 に教育を受ける機会が増え、公共の教育サービスの幅に厚みをもたせることができ る。 NPOの設置する学校は、学校教育法の第1条に位置付けられた、所謂「一条校」であ るから、児童生徒は学籍を置きながら、基礎的な学習の支援や体験的な学習の支援を 受けることができるようになる。	0	東京都	特定非営 利活動法 人 東京 大 東京	NPOが廃校を活用して学校を設置したくとも、廃校の多くは耐震に問題があるため、中長期の借用が困難である。そこで、NPOが学校を設置・運営しながら耐震化工事の費用をブールすることで、地方公共団体は財政負担を軽減することができ、NPOは早期の学校設置が可能になる。また、その資金を有償と見なさなければ、補助金で建てられた学校の場合、国庫納付金が免除される。
1497	14972020	長期計画に基づくPFI による耐震化工事を前 よとした廃校活用によ るNPO法人立学校を設 置した場合の国庫納付 金の免除	0年を経過して、公共用施設に無償で転用した場合には、国庫納付金が免除されることとなっているが、PFIによる耐震化工事のために積み立てた資金については、これを有償と見なさず、条件を満たしたものについては、国庫納付金を免除するものとする。	NPOは、不登校で、行政の特別支援サービスが合わない特別なニーズをもった児童生徒を対象とした学校を設置する。このことによって、周辺地域の不登校の児童生徒に教育を受ける機会が増え、公共の教育サービスの幅に厚みをもたせることができる。 NPOの設置する学校は、学校教育法の第1条に位置付けられた、所謂「一条校」であるから、児童生徒は学籍を置きながら、基礎的な学習の支援や体験的な学習の支援を受けることができるようになる。	0	東京都	特定非営 利活動法 ・東京 を前提としたNPOの廃	NPOが廃校を活用して学校を設置したくとも、廃校の多くは耐震に問題があるため、中長期の借用が困難である。そこで、NPOが学校を設置 連営しながら耐震化工事の費用をブールすることで、地方公共団体は財政負担を軽減することができ、NPOは早期の学校設置が可能になる。また、その資金を有償と見なさなければ、補助金で建てられた学校の場合、国庫納付金が免除される。
1607	16072010	住民なんでも施設の構 想	住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らしつづけることができるような地域づくりを、住民とともに創る事業(ライフセイフティネットの構築)や市民公益活動による住民の政策参加など、住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、新たなポランティア団体やNPO法人、事業者等において、地域活動が行なわれている状況である。とりわけ地域福祉活動は、地域づくりの中で地域住民、地域団体、事業者等が積極性をもって主体的に関わり取り組むことが再変に、地域団体、事業者等が積極性をもって主体的に関わり取り組むこと市民活動との関わりについて調査をしているところであるが、稼動率が低い公共施設について、その有効活用を図るとともに、住民自治の育成を支援するため、補助対象施設の部分的な転用について所管省庁の承認を求める。【対象となる施設の一覧は資料1に記載】	その体制を地域で整備するため、稼動していない公共施設の部分的転用の承認を受け、これらを継続的に行える活動拠点とする。	0	大阪府	大阪府豊 中市 住民ニーズに応じた補助対象施設の部分転用の承認	住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、地域活動が行なわれており、その支援策として活動拠点の確保が課題とある。現在、市の公共施設の直接の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表の表表

				08 文部科字省 (地域再生非予算 検討要請)X I				
構想(プロジェクト) 管理番号		表 支援措置に係る提案事 ・ 項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名 構想(プロジェクトの名 称	提案概要
1006	10062010	公民館の営利事業者へ の貸し出し	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの営利事業の運営を可能 とする。また、そのような転用の際に補助金の返還や、起債の一括償還を不要とす る。	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの有料講座、有料講演会など営利事業の展開を行ったり、無料講座の終了時に有料講座の宣伝活動などを可能とし、より高度な内容の教育を市民が受けられる状況とする。	公民館は、社会教育法第23条にて、営利事業を行うことを禁止されているが、地域再生計画の目的である「公共施設の有効活用」と「PFI活用」(PPPの一分野であるWMI(Wider Market Initiative: 行政財産の民間利用による商業化)の考え方の活用)により、公共施設を用いた民間事業者のよりよいサービスにより市民サービスの向上と財政の健全化を同時に図る。	東京都	福田 まこ 公民館WMI	公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの有料講座、有料講演会など営利事業の展開を行ったり、無料講座の開催時に有料講座の宣伝活動などを可能とし、より高度な内容の教育を市民が受けられる状況とする。
1064	10642010	補助対象複合施設のリニューアルにおける転用の弾力的な承認	国庫補助金により整備した施設の他の施設への転用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、各省各庁の長の承認を付ないで、補助金の交付の目的に反して使用してはならないとしています。ただし、政令により国庫補助金に相当する額を国に納付した場合や、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではないとしています。このことから、地域再生の支援措置には、補助対象施設の有効利用というメニューないとしているが、社会経済情勢の変化に伴って需要がい著しく減少している施設が対象とされ、需要が著しく減少していない補規は対象外となっています。このようなことから、需要がい著しく減少していない補助対象施設においても、リニューアルで新たな有効利用を図り、需要の拡大、地域の活性化が見込まれる場合には、転用を弾力的に認めて頂く地域再生の支援措置が必要とされています。また、複合施設となっている補助対象施設の有効利用は、地域再生計画の申請により、該当する各省各庁の長の承認があったものとして取り扱われるよう手続きの簡素化が望まれるとともに、その際の国庫補助金に相当する額の国庫納付を求めないとする支援が必要であります。	昭和53年に整備している中央公民館、母子健康センター、勤労福祉センター、老人福祉センターは現在でも利用率は低くないが、整備後25年が経過し老朽化するとともに、少子・高齢社会の到来など社会構造等の大きな変化や施設の狭隘、住民サービスのレベルアップなどに伴いリニューアルを計画している。このことから、従前の機能を確保しつつ、「文化・健康・ふれあい」をテーマとした21世紀にふさわしい新たな全世代交流拠点「(仮称)同部可交流センター」として一体的に再生整備することにより、幅広い年代層や様々な町民をはじめとした人々が、自から創意・工夫しての活動と交流を行う場として、元気にいきいきとにぎわいのある地域として活性化が図られる。	国庫補助金で整備された複合施設の転用に際しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないとしている。ただし、政令で定める場合には、この限りではないとされ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の第14条では、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合となっている。	埼玉県	埼玉県阿部町 文化 健康 ふれあい をテーマとした全世代 交流拠点の創出プラン	岡部町の中央公民館、母子健康センター、勤労福祉センター、老人福祉センターの複合施設は、利用度は低ないが、整備後25年が経過して老朽化し、また社会構造等の変化や施設の狭隘、住民サービスの向上等に伴い改修が必要となっている。このことから、従前の機能を確保しつつ、文化、健康、おれあい、をテーマとした全世代の交流拠点施設として一体的な利用を計画している。しかし、改修を行うには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく各省の長の承認が必要とされ、補助対象施設の転用を弾力的に認めて頂くとともに、手続きの簡素化やその際の補助金相当額の国庫納付を求めないとする支援が必要であります。
1229	12292010	小学校に併設する施設 を活用し、学童保育所 を開設する	安達太良小学校の改築については、文部科学省の補助を受け、平成15、16年度の 継続事業として、現在整備を進めているが、地域住民との交流を図る目的から「地域 交流センター」を併設、整備し、校舎と同じく学校施設として、本年11月の竣工を 目指している。 本市においても、少子高齢化の進行は顕著で、とりわけ市の重点施策として、子育 て支援施策である学童保育の開設を進めており、本校学区の開設がなされれば、市内 とい学校区で新た施設(学童保育所)整備については困難な状況にある。 そこで、文部科学省サイドの施設であるこの「地域交流センター」を活用して、厚 生労働省の事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化対策の推進を図るも のである。 これが開設されても、日中の使用が主であり、本来の目的たる「地域交流セン ター」の機能を失うものではなく、本校児童の放課後対策として、通所時の交通の安 全性からも、学校と併設の施設を使用することは、極めて有効であると考えている。	安達太良小学校の改築に伴い整備される文部科学省サイドの「地域交流センター」を 活用して、厚生労働省サイドの事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化 対策の拡充を図るものである。	「地域交流センター」を学童保育施設として使用することは、文部科学省からも否定されており、同地域に適当な施設が無いことや市の財政事情から新たな施設整備が困難であること等から、当該小学校区のみ、学童保育所が開設できない可能性が強く、市独自の取組には限界があり、国の調整、支援が必要となっている。	福島県	福島県二 子育で支援地域再生 本松市 計画	安達太良小学校の改築に伴い整備される文部 科学省サイドの 地域交流センター を活用して、厚生労働省サイドの事業である学童保育所を開設し、子育て支援と少子化対策の拡充を図るものである。
1176	11761020	文部科学省「子どもの 居場所づくり」事業の 計画認定手続きの変 更、特例措置	・事業の申請と認可の手順を特区に限り現行と逆にする。 内閣府認証NPO法人の企画と運営に対する認証 「居場所づくり」に取り組む自治体 を公募 希望の自治体と連携し、市町村の認可 都道府県の認可	・市町村に計画書提出、自治体から計画申請の手続きを行うことは、市町村の趣旨と都道府県の考える趣旨との相違や財源の問題、その他の事情により実現を拒む場合が少なくない。 本事業は民間の活力を活用することでその成果を発揮する事業であることから、NPOや地方自治体が文部科学省や内閣府に計画申請し、予算等の財源措置を施した後、地方自治体に協力要請するという流れにしたほうがより円滑な事業の遂行が期待できる。	0	東京都 他	特定非営 利活動法 人全国教 南ボラン 進プロジェクト エマイアの会	子どもたちの学校放課後や土曜日の居場所づくりは、安全で快適な環境のもとで初めて成立する。現在、地方自治体からの提案が 子どもの居場所づくり」の趣旨と異なるものであったり、財政的な措置や地域における連携などが不十分であったりするなどの原因で取り組みを阻害されている例が見られる。これらを解消するためには、内閣府の認証するNPO法人の企画を公開し、それに連携を希望する地方自治体を募り、県の追窓を経て実施することが好まし、子どもたちの体験がより創造的な学びの力や豊かな心を育むためにはそのような観点を持った本NPO法人全国教育ボランティアのような教育NPOが参画できるような環境の整備が望まれる。
1176	11762010		・文部科学省「子どもの居場所づくり」事業を推進するにあたり、内閣府認証NPO法人に運営を委託することを可能とする。 ・本事業の運営は、地域または中央省庁の教育部局担当者、有識者、保護者、地域の産産業関係者、地域の市民団体、内閣府認証NPO法人役員等で構成する推進委員会を設置し、その諮問に基づいて行うものとする。 ・事業の成果は、推進委員会の報告をもとに関係する省庁または自治体の評価を得るものとし、その成果の責任は運営を受託したNPO法人が負うものとする。	・「子どもの居場所づくり」パイロット事業として、学校施設や公的社会施設を使った放課後や土曜日の体験的な子どもの健全な成長や学びの力をつける事業を特定の認定を受けたIPO法人が推進する。・理科実験や自然体験、スポーツ、芸術文化活動や地域の人々と子供たちの交流事業などを継続的に行うものとする。・その事業成果に対して推進するIPO法人はその結果責任を負うものとする。(効果) ・ IPO法人のうち、この事業にふさわしい遂行能力を持つ者が管理運営することにより、地域の人材の活用と地域の産業との連携が可能になり、地域の活性化につながる。 ・ 健全な子どもたちの育成や、地域における安全で快適、教育的な環境が整備され、子どもの犯罪防止を担うことができる。		東京都 他	特定非営 利主動法 入全国教 居場所づくり。事業推 育ポラン ティアの会	子どもたちの学校放課後や土曜日の居場所づくりは、安全で快適な環境のもとで初めて成立する。現在、地方自治体からの提案が 守どもの居場所づくり」の趣旨と異なるものであったり、財政的な措置や地域における連携などが不十分であったりするなどの原因で取り組みを阻害されている例が見られる。これらを解消するためには、内閣府の認証するNPO法人の企画を公開し、子に連携を希望する地方自治体を募り、県の追認を経て実施することが好まい。子どもたちの体験がより創造的な学びの力や豊かな心を育むためにはそのような観点を持った本NPO法人全国教育ボランティアのような教育NPOが参画できるような環境の整備が望まれる。

構想(プロ ジェクト 管理番号	」 支援措置提案 事項管理番号	支援措置に係る提案事 項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	08 又部科字省 (地域用生非予算 検討要請)x 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1244	12441010	国、地方公共団体、企 業の垣根のない全体が 一丸となって「子育て 支援の環境整備」へ取 り組む	幼保一元化施設の設置を踏まえ、柔軟的な教育・保育サービスを提供するため、民間 のサービスを最大限に生かす保育環境を全国展開されたい。	安心してI子供を産み育てる環境の整備をする事で、非婚率、晩婚率も是正され、少子化の歯止めへの布石になると考える。又、親も、何らかの社会参加をし、老い先不透明な世の中において子供への教育環境を求める声も高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備するため、幼稚園設置基準の緩和により、幼保一元化施設の設置を容易にすることで、地域に多様な教育・保育サービスを提供するとともに、地域雇用の創出や地域経済の活性化を図る。	せず、旧来の慣習にとらわれない利用者の視点にたった子育ての環境整備を早急に求	大阪府	柿木 美	次世代育成型幼保一 元化構想	日本の社会構造の急激な変化に伴い、旧来の子育ての環境は急変し、当の子供、そして一番の子育ての担い手である母親へ、そのしわ寄せが行き、不幸な事件が後を断たない。地域として「声なき声」にどの様に対応していくが、早急に取り組むべき課題であり、地域に住む子育て経験者、保健所等従来の保育環境も有効利用し、子育てに悩む保護者の駆け込み寺の存在として小規模でも柔軟な保育サービスができる環境整備に早急に取り組む必要がある。又、サービス内容も単なるお預かり、でなく教育的要、土盛り込んだ施設作りが、次世代の人格形成には必要だとの判断から、幼児教育と保育を一元化した総合施設」の設置を認めて頂きたい。
1629		科学技術基本計画等の 実現のためのプロジェ クトチームの編成		幼児期から高齢者まで幅広い層の社会教育における科学技術の学習機会の拡充を図る ため、国等の研究機関が集積する筑波研究学園都市において、各研究機関、国、県及 び市が連携した公開体制を整備する。	科学技術の振興にあたっては、国民の科学技術に対する興味・関心を育てると共に理 解増進を図る必要がある。	茨城県	茨城県	つ 〈ぱスミンニアンブロ ジェクト	科学技術基本計画等で目指す 国民が夢と感動を抱ける機会の提供、理解増進のための場・機会の拡充等」を推進するため筑波研究学園都市における既存の研究機関等を活用したサイエンスツアーの実施体制を整備する。 領波研究学園都市は1963年の閣議了解以降,約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつあるが、平成17年秋のつくばエクスプレスの開塞を契機に、既存資源を活用したこのツアー実施により新しいまちづくりを推進する。
1629	16292020	進	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。	・スミソニアン博物館を範とした見学コース等の設定による、見学者の誘致のための 各省庁(各独法)連携による支援体制を整備する。	・研究機関毎に施設開放や広報への取組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各省庁(各研究機関)が連携して全体の広報の充実を図ることが必要である。	茨城県	茨城県	つ 〈ぱスミンニアンブロ ジェクト	科学技術基本計画等で目指す 国民が夢と感動を抱ける機会の提供、理解増進のための場、機会の拡充等」を推進するため、筑波研究学園都市における既存の研究機関等を活用したサイエンスツアーの実施体制を整備する。 筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降,約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつあるが、平成17年秋のつくばエクスプレスの開通を契機に、既存資源を活用したこのツアー実施により新しいまちづくりを推進する。
1475	14752010	防災・危機管理に関す る権限移譲	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにする ため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	「特区」のもとに、関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関 西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係	安心して活動できるようあらゆる災害に対する安全が確保されていることが重要である。 しかし現状では、近い将来発生が予想される南海、東南海地震や直下型地震への対 に、さらにはテロ、新型伝染病などの危機管理も十分であるとは言いがたい。 地震、大事故、テロ等により交通、通信、エネルギーなどの社会インフラが広域的	丘庫旧	(社演代) 原名都議商所(社) 原合固全級級議商所工会会商人之会,工、会中議	広域的な防災 - 危機管 理体制の構築	関西において大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 地震、テロ、新型伝染病など関西のすべての防災、危機管理活動を統率する組織として関西に広域防災、危機管理透動を統率する組織として関西省がなら、危機管理機構のなが、定とは、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかしめ調整しておくことによって、危機に対する地域の準備対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的対応を行うなお、本提案は関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。

構想(プロ ジェクト) 管理番号	支援措置提案 事項管理番号	支援措置に係る提案事 項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1613	16132010	実大三次元震動破壊実 験施設の利活用促進	(独)防災科学技術研究所が管理運営する「実大三次元震動破壊実験施設」の中小住 宅建設事業者による共同実験等への利活用を促進する。	耐震住宅産業の育成	兵庫県では、住宅の木造化、木質化とともに耐震化を進めているが、木造住宅は主として地域の中小工務店が担っており、木造住宅の安全性を確保するため、これら中小の住宅建設事業者が共同して木造住宅の安全性を確保するための実験を行うことが必要である。 現在、「三木震災記念公園(仮称)」の学習・訓練ゾーン内に建設が進められている「実大三次元震動破壊実験施設」で行われる構造物の破壊現象解明のための実験について、一次に変しまり、一次に大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、	兵庫県	兵庫県 耐震住宅産業育成構 想	兵庫県では、住宅の木造化、木質化とともに耐震化を進めているが、木造住宅は主として地域の中小工務店が担っており、木造住宅の安全性を確保するため、これら中小の住宅建設事業者が共同して木造住宅の安全性を確保するための実験を行うたどが必要である。現在、下書が記念公園、仮称りの学習・訓練ノーン内に建設が進められている。実大三次元震動破壊実験施設」で行われる構造物の破壊現象解明のための実験について、中小の住宅建設事業者の共同実験等にも利活用できるよう広へ門戸を開放し、新たな耐震工法を開発するなど耐震住宅産業の育成を図る。
1325	13252010	設(起業家育成施設)に	国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク(SINET)は、加入者の資格として、大学等の研究機関に限っており、インキュペーション施設において当ネットワークに接続することができないため、少なくとも、大学の研究成果の活用を目的とした大学連携型のインキュペーション施設においては、この接続を可能とする。	大学等の研究成果を起業化につなげる場としてインキュペーション施設の重要性は高まっているが、起業化に向けての支援策は十分でない。そこで、大学との連携の一環として、国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク(SINET)への接続を図ることにより、インキュペーション施設において研究開発機能の充実を図る。	大学等の研究者の起業を促進するためには、インキュペーション施設においても大学等と同等の研究環境の確保が必須の条件であり、学術情報ネットワーク(SINET)は、現在でも大学内のインキュペーション施設においては接続が確保されている。そこで、大学外であっても、大学の研究成果の活用を目指す大学連携型のインキュペーション施設においては、その接続を可能としていただきたい。	愛知県	愛知県 あいち なごやモノづく 1分研究開発特区構想	名古屋大学をはじめどする優れた大学 研究機関の集積を生かし、海外の優秀な外国人教授・研究者等を招きやすい環境を整えることにより、地域の研究開発機能の強化を図るとともに、次世代の「モノブくりを担う人材の育成を図る。また、インキュベーション施設はあける産学連携を強化するとともに、外国人教授等の研究を活用したベンチャー企業の創出を促し、本地域が持つ高度な「モノブくり」の技術とノウハウを生かした新産業の創出、育成を図る。
1511	15112010	国土交通省による同地 買取後の継続使用	が国により、上には自民の 地域スポーツ公園の機能を備えた市民スポーツ公園を民間資金で整備し、地域住民の 健康増進、地域コミュニティーの形成による地域再生を図る提案を調布市に実施して いる。(様式1、10項および添付資料参照) しかしこの提案を実現するにはつぎの二つの大きなネックがある。 1. 道路の練馬世田谷間が当初計画どおり高架式となるのか大深度地下利用方式となるのがが最終決定されていないこと 2. 上記用地は生活再建制度を適用して取得されたもので、何年かの後国土交通省が 買い戻し国有地となる予定であるため、地域住民にとってきわめて貴重なこの公用地 の有効利用の計画を調布市単独では立てることが困難なこと 高架式の場合、同地の利用は道路工事開始時点までの暫定利用に限られるが、最近 とみに可能性が高くなっている大深度方式の場合、ある程度長期的な表地の利用を考 えるのが効率的である。しかし将来の国有地化を考えると、関係省庁の積極的関与が ないかぎり、市単独では計画・判断が困難である。 現状のままでは当NPOの上記地域再生案としてのスポーツ公園整備提案も市として は判断できる環境になく、地域住民にとって有用でかけがえなない当該地が長期間に わたり空き地のまま放置され、治安・防犯上の問題のほか、その間の管理、清掃・ 以り手で等に貴重な税金が費やされる問題が存在する。	国家内では公共国に同いた望」一人になる。 のうたか来京が邦場へに回路市は回用に にかかわる生活再建教済制度により国に代わり調布市が取得したもので、地域住民の スポーツ施設再現の熱意により民間資金を導入してまで実現化を図るものである。 具体的には、 1 目指す基本構想 文部科学省のスポーツ法園 国分寺崖線および野川を背景とした自然環境に融合した緑地主体のスポーツ公園 国分寺崖線および野川を背景とした自然環境に融合した緑地主体のスポーツ公園 地域住民、野川遊歩道利用者が憩いと懇親の場として育む地域コミュニティーの形成を目指したスポーツ公園 2 施設概要 老若男女が生涯スポーツとして親しめ最も競技人口が多いテニス施設および 多目的競技コートの整備(フットサル、パスケット、パレーetc.) 年齢、体力に適合したウオーキングコース・簡易休憩設備の設定 憩いとクラブライフをエンジョイできる総合クラブハウスの整備 広場・緑地帯・ガーデニングエリアの整備 3 建設・運営・費用負担		東京都	NPO法人 SGTス ボーツ協 会 構による地域再生プロ ジェクト	この構想は 調布市が保有する調布市入間町2 丁目22番地の約12,000㎡の土地に市民スポーツ公園の整備を実現し、地域住民の健康増進、地域コミュニティーの形成による地域再生を図る、主のである。各種スポーツ施設・ヴォーキング用休憩設備、広場 緑地帯等を含む。当該地は以前民間の大型テニス施設が存在しており、スポーツ公園の整備再現は近隣環境に融合する。必要な支援措置、当該用地は東京外郭環状道路にかかわる生活再建教済制度により取得されたもので、何年か後に国が買い戻すこととなっているが、外郭環状道路が大深度方式となりこの構想が実現した場合、買戻し後も調布市が継続使用できるようにすること。
1630	16302020	未来の地域づくりを担 う青少年育成のための 活動期間の弾力化	未来の地域づくりを担うたくましい青少年の育成を地域の実情に応じて実施する。	連続2週間程度とされている事業実施期間を指導者や青少年の参加しやすい1週間程度に短縮し、野外活動・自然体験活動を実施する。	小中学生の時期から、異年齢の集団の中で、共同宿泊の機会を提供することは、子供の自主性、協調性、忍耐力や社会性を高めるとともに自立心や互助の精神を育てることになり、これが、将来的には地域づくりに役立つと考えられるが、野外での自然体験活動には、それを指導できる人材が必要である。しかし、指導者や青少年にとって連続2週間の参加は障害となっている。	茨城県	グ・グルテロジェクト	地域コミュニティを再生するために、地域に根さした商店街の活性化に関して支援措置を講じるとともに、安心して子育てができる環境づくりや表来の地域づくりを担う人を育む事業、新たな交流を生み出す市民農園の整備事業などに対して支援措置を講じる。
1096	10962010	自然公園法及び文化財 保護法の許可等手続き の一元化・簡素化	日光市は日光国立公園の中心に位置し、また世界遺産にも登録された「日光の社寺」を有することから、特別地域等や史跡・名勝の指定があり、自然公園法及び文化財保護法の双方からの縛りを受ける現状がある。当市としては、足利銀行一時国有化による地域経済が低迷している今般において、自然景観や文化景観を最大限に有効活用でいくことが地域経済、観光の活性化に寄与それまり、各種施策の実施を検討している。自然公園法と文化財保護法は立法主旨は異なるものの、許可行為の審査則目など同様な視点が見受けられることもあり、法に対する信頼感、観光客・公園可目なの適切なサービスの一で、普を図り、より良い国立公園、名勝・史跡を実現するため、環境省、文化庁の連携により手続き等の一元化・簡素化が図れるよう要望する。	自然環境、名勝・史跡を最大限に有効活用した新たな魅力の創出 一例として「環境に配慮した自然、文化 景観照明(ライトアップ)」	自然公園法及び文化財保護法はそれぞれの立場から、未来に向かって守るべき対象での行為に対して規制するものであり、その規制そのものは重要なものであると認識しており、むやみに権限委譲等をするものではないと考える。しかし、各種許可行為については、双方において同様の視点からみる項目も多く、現在の経済状況を再生するには短期間での施策展開が有効であることから、提案するものである。	栃木県	栃木県日 光市 観光資源有効活用プ ロジェクト	日光市は日光国立公園の中心に位置し、世界遺産日光の社寺を有する国際観光都市である。足 か銀行一時国有化により地域経済が低迷するなか、当市が持つ恵まれた自然・文化を有効活用していくことは地域の活性化に寄与するものである。現在、この資源を活用した新たな魅力として、自然・文化的景観の景観照明を計画しており、又、今後も種々の施策を検討しているが、当地は自然公園法と文化財保護法双方の縛りを受ける現状がある。立法主旨は異なるものの、許可に際し同様な視点も見受けられるため、観光客へのサービスの向上、改善、より良い国立公園、名勝史跡を実現するため、環境省、文化庁の連携による手続きの一元化・簡素化を要望する。

構想(プロジェクト) 管理番号		表 支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1128	11282010	係る現状変更等の権限	本市では、特別史跡姫路城跡内にゾーンを設定し、ゾーン毎に具体の活用基準を設定することにより、当該地区の世界文化遺産として適正な管理を担保しつつ、積極的な活用を図り、地域の活性化を図りたいと考えている。特別史跡に係る権限移譲に関しては、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌに規定する史跡名所天然記念物の「管理のための計画」を定めた市の教育委員会からの申記を受けて、文化庁長官が指定する区域における現状変更等の許可は、当該市の教育委員会に権限移譲することとされている。この区域の指定には「現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定」とされているところであるが、当該基準が不明確であるため、その明確化、具体化を願いたい。また、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第6条に規定する管理のための計画にも「管理に関する基本方針」「現状変更等の許可の基準」等を記載することとなっているが、具体的にどのような内容のものとすればよいのか、その基準の具体化を願いたい。	当該特別史跡にゾーンを設定し、ゾーン毎に具体的な許可基準等を設けることにより、特別史跡の「適正な管理」を図りつつ、文化財保護法の理念にかなう「活用」を図っていく。 具体的には、平成20年に姫路城周辺を活用して全国菓子大博覧会が開催されるのに伴い、公園、縁地部分にパビリオンとして仮設建築物を設置し、会場とすることを予定している。また、市立美術館、県立歴史博物館等既存施設の活用を含め、観光客が、世界文化遺産姫路城を身近に感じ、情緒溢れる空間を味わえる機会を創出していきたいと考えている。		兵庫県	姫路市 姫路城周辺にぎわい 創出構想	姫路市では、最大の観光地である姫路城が文化財保護法による特別史跡の指定を受けていることから、当該地域での環境整備やイベント等の実施について一定の制約を受けているところ。しかし、政府において、おけ外国人旅行者数を飛躍的に増大させるための戦略的キャンペーンである ピジットジャパン キャンペーン」を本格的に展開するなど、世界文化遺産姫路城」を積極的に活用していく機運が高まっているものと認識している。そこで、特別史跡地内である姫路城及びその周辺地域を積極的に活用することにより、官民一体となって中心市街地の活性化や観光振興に積極的に取り組んでいく。
1128	11282020	特別史跡姫路城跡に 係る現状変更許可申請 手続きの迅速化	特別史跡地内の現状変更は、市教委文化財担当が協議受けし、現状変更の程度によ り、県教委を経由した上で文化庁に対し許可申請を行なっているが、県教委に対して は、事後報告で足りることとされたい。	当該地区の現状変更許可申請を文化庁へ行なう場合、特に緊急な場合等について は、関係書類を直接文化庁へ提出できるものとし、県へは事後報告で足りることとさ れたい。	姫路市では、「国際観光都市・姫路」を目指し、最大の資産である姫路城を活用すべく種々施策を検討しているところであるが、当該地区における現状変更許可申請については、文化庁への事前調整、文化庁が諮問する文化審議会の開催の時期等、その可否について判断いただくまでに、長い期間を要することがある。政府において、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を本格的に展開されるなど、「世界文化遺産姫路城」を積極的に活用していく機運が高まっており、特別史跡地の適正な管理、円滑な活用を図る観点からも、迅速な対応が必要となっている。	兵庫県	姫路市 姫路城周辺にぎわい 創出構想	姫路市では、最大の観光地である姫路城が文化財保護法による特別史跡の指定を受けていることから、当該地域での環境整備やイベンド等の実施について一定の制約を受けているところ、しかし、政府において、訪日外国人旅行者数を飛躍的に増大させるための戦略的キャンペーンである ピジットジャパン キャンペーン。本本格的に展開するなど、世界文化遺産姫路城」を積極的に活用していく機運が高まっているものと認識している。そこで、特別史跡地内である姫路城及びその周辺地域を積極的に活用することにより、官民一体となって中心市街地の活性化や観光振興に積極的に取り組んでいく
1239	12392010	かやぶき民家保存のための支援措置	国の重要伝統的建造物群保存地区を有し、地区外の同等の伝統的建造物と一体的な保存を進める市町村において、特に価値の高いものに一定の制限を課し国の支援を受ける選定の権限をその市町村に与える。	国の重要伝統的建造物群保存地区内の建造物と地区外の同等の個別の建造物との一体的な保存により、国土の歴史的景観の形成や建築技術の伝承と担い手育成、国の支援措置の公平性が保たれる。	本町では、日本の原風景の象徴的なかやぶき屋根の残存率日本一を維持するための取り組みを継続してきた。しかし、平成元年に約350棟あったものが、現在では240棟にまで減少している。平成5年に選定された重要伝統的建造物群保存地区では、国などの補助金と地方税法の非課税措置、地価税の特別措置が適用され、かやぶき国格が増えている。一方、保存地区以外のかやごき民家は、年々3~5棟減少しており残存率日本一の維持が難しい。かやぶき屋根の重要性やその価値は、町内の個々のかやぶき民家全てが等しく有するもので、町独自施策による支援には限界がある。	京都府	京都府美 山町 想	本町は、これまでの継続的な地域づくりの成果として、年間70万人を越える来訪者を数える。しかし、少子化を主たる原因とする人口の減少には歯止めが利かず、地域を支える担い手が不足する危機感が高まっている。地域住民の持続的な地域づくりの取り組みと都市側住民を中心とした間接的な外部からの新たな支援を生む仕組みづくりが急務である。この協働の地域づくりによってかやぶき民家に象徴される自然豊かな日本の原風景を残し、日本一の田舎を実現する。そのために、多様な農業の担い手対策や遊休農地の利用、有害獣被害などの対策による農林業の振興景観や環境保全の取り組みとグリーンツーリズムによる一層の交流事業を推進する。
1553	15531010	入野松原の大方町にまける一括管理 それに伴う権限・財源 の移譲	・局部体護区	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している人野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。 そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまとったが、人々には近づき難い松原になった。一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一得の法体系から逸脱していても、国益には反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府の権限で管理整備すべきである。これまで、丁度独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための協力金の徴収について、許可が下りないなど、大方町の独自性が打ち出せない。	高知県	高知県大 方町 ム野松原再生住民プロジェクト構想	人野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく近隣住民全員の心のふるさとである。人野松原は、森林法(農林水産省)、史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により、複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。そのために、一体的な松原の管理・整備を行おうとする場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイディアを活かせないだけでは、はいる場合庁にかかる許認可に時間がかかり迅速な対応ができない。かかる権限、財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である。地方自治体、が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。
1553	15532010	入野松原の大方町における一括管理 それに伴う権限・財源 の移譲	・レクリエーンョンの林	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	入野松原においては ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・豊誠長区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管部署に 協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅 を対応ができない これまで、大方町独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を 求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための公園放 市打ち出せない。 各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかただった時代の松 原は、人々の憩いの場所、レクリエーシが出ないなど、大方町の独自政策 を打ち出せない。 各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかただった時代の 原は、人々の憩いの場所とよりとしていて、許可が出ないなど、大方町の独自政策 事業の導入は、人々の憩いの場所とよりにしていたが、しまった。 かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に出入りしていたが、とっこー律の 制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまとったが、人々には近づき難 い松原になった。 -体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活全事 制度の下さらた。 -体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、在のことが全事 一番近い政府である「地方自治体」は近に反するとは思われない。むしたのことが全国一一番近い政府である「地方自治体」は近に最も近い政府である。地方自治体、国社を関連を移譲することができる。	高知県	高知県大 方町	入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく近隣住民全員の心のふるさとである。 入野松原は、森林法(農林水産省)、史蹟名勝天然記念物保存法(交部科学省)等により、複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。そのために、一体的な松原の管理・整備を行おうとする場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイディアを活かせないだけでなく各省庁にかかる計認可に時間がかかり迅速な対応ができない。かかる権限 財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である。地方自治体、が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。

				08 文部科学省(地域再生非予算 検討要請)》 				
構想(プロ ジェクト) 管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事 項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名 構想(プロジェクトの名 称	提案概要
1618	16182010	遊休地(民間)利用促進官民一体経営住宅整備構想	民間保有の遊休地に埋蔵文化財が発見された場合、その調査(保護)にかかる経費が多大であり、その補助金申請にも時間がかかる。本構想では、その遊休地を地元自治体に提供することで有効利用(公営住宅の建設)ができ、また、補助金の留保期間を1年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化~入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。	民間保有地で埋蔵文化財のネットがかかっている場合、事業を行うにもその発掘調査 (保護)にかかる経費が多大であり、その補助金申請にも長時間を要する。本構想は民間が保有する遊休地を地元自治体に提供し、官民一体の利用・活用(公営住宅の建設)を考える。いずれにせよ事業を進めるには埋蔵文化財の調査費用補助拡大と短時間での運用が可能であれば、事業計画樹立も容易となり地域の再生に大き、気行の補助枠では、申請後最も早い場合でも3年程度留保期間があり、これを1年とすれば、本計画を2年で実現できる。更に、民間遊休地の活用拡大で公営住宅建設に要する土地収得が特に都市部で容易となり、高齢者が求める都心部の住宅供給を官民一体経営で大幅に促進でき、民間(土地提供者)にも利益配分を希むことが可能となる。民間遊休地を提供することにより、土地収得費の低減による事業コストが大幅に安価となり、入居者の負担を軽減でき、土地提供者に対しても収入の分配(固定資産税の免除等を含め)を可能にすることで、有効活用を促進し、経済の活性化が期待できる。	補助金の留保期間を1年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化~入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。	北海道	株式会社 アサビ建 設コンサ ルタント 整備構想	民間保有の遊休地に埋蔵文化財が発見された場合、その調査保装護にかかる経費が多大であり、その補助金申請にも時間がかかる。本構想では、その遊休地を地元自治体に提供することで有効利用(公営住宅の建設)ができ、また、補助金の留保期間を1年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化〜入居者の負担減、土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。
1326	13262010	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての諸機関の整備	外国人に係る諸問題を総合的に企画、立案、調整する機関が国に存在しない。	0	多文化共生の施策推進に関する施策については、関係する国の機関がそれぞれ対応しており、総合的に効果的な施策の推進が難しい。	愛知県	愛知県 多文化共生社会の実 現を目指して	在住外国人にかかる諸政策の一元化をはじめ、 保険 年金、在留資格、外国人登録制度などさ まざまな分野に関する制度改革を提案する。
1326	13262020	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての根拠 法令等の整備	多文化共生の施策推進に関する統一的な方針・施策が存在しない		多文化共生の施策推進に関する統一的な法的根拠が存在せず、効果的な施策推進が難 しい。	愛知県	愛知県 多文化共生社会の実 現を目指して	在住外国人にかかる諸政策の一元化をはじめ、 保険、年金、在留資格、外国人登録制度などさ まざまな分野に関する制度改革を提案する。
1594	15942010	地域住民への観光教育の活性化	観光の楽しみや満足度を決定づける重要要素として、旅先で出会う人々とのコミュニケーション・ふれあいがある。外国人旅行者にとって日本の各地域を魅力的にするためには、各地域の一般の人々のコミュニケーション能力の向上が不可欠である。2002年に日本を訪れた外国人旅行者の65%はアジア、特に韓国・台湾・中国・香港からの旅行者であり、今後いっそうの増加率向上が予想されていることから、これらの国々の文化理解・外国語学習の機会を各地域の一般住民がいっそう持てるように支援する必要がある。これは各地域住民の生涯学習のニーズにも応えることにもなろう。	ア)人材育成・啓蒙のためのシンポジウム 異文化理解など、地域文化活動の活性化を図るためや、それを担う人材の育成や啓蒙 を目的としたシンポジウム等を自治体が主催する。 イ)異文化交流、外国語、韓国語、中国語等)の学習 生涯学習の一環として、一般を対象とした、文化や外国語など、異文化交流に資する 授業を行い、観光業務やガイド、ポランティア等に役立てる。特に日常場面を念頭に 置いた授業を行い、気軽に観光客に話し掛けることができたり、道等を聞かれた時に 教えたりできることを目指す。また、講師として、地元国公立大学の教員や、夏期休 業中の外国人留学生などを招く。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構想」の一環として「ビジット・ジャバン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興による地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	株式会社 東京リーガ制の包括的整備によ ルマインド る地域再生構想」	政府の 観光立国構想」の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく外国人旅行者が満足するレベルの観光演車を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジア諸国からの旅行者の増加傾向に鑑みて、一般地域住民が当該諸国の異火化コミュケーシュ能力を高める教育機会の増加 観光案内標識の多言語化とCタグ等利用による多言語翻訳サービス整備 低料金宿泊施設充実したの型店的整備を可能とするべく既存の関連支援措置」の 組み合わせ適用」を促進し、地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置」の関連項目を 全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。
1594	15942020	外国人旅行者に「わか りやすい」観光地整備	を登幅して、「クリプリタリ」観元地を美現りる砂安かめる。 また、携帯電話のGPS機能やICタグを活用したナビゲーションシステム、観光 案内サービス、翻訳サービス等の実現も「わかりやすり」観光地実現のために考えられる。このシステムの実現により、でわかりやすり」観光地を提供したり、新たる場合、メルジナスを対し、オースを製造した。	ア)案内様式等の様式の統一 歴史物、道路、河川、公園等における案内標識等の様式を統一し、英語、中国語、朝 鮮語等での説明を加えることで、外国人観光客にとってわかりやすいものにする。 イ)ICタグ、携帯電話等を活用した観光案内サービス実現に向けた実証実験 観光案内サービス、翻訳サービス、ナビゲーション等を携帯電話やICタグ等を利用 して実現するために、実証実験を実施する。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国 人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構 想」の一環として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実 際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興に よる地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	株式会社 外国人旅行者受人体 東京リーガ制の包括的整備によ ルマインド る地域再生構想」	政府の 観光立国構想」の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく外国人旅行者が満足するレベルの観光資本を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジア諸国からの旅行者の増加傾向に鑑みて、一般地域住民が当該諸国の異文化コミュニケーシュ能力を高める教育機会の増加 観光案内標識の多言語化とのグ等利用による多言語翻訳サービス整備 化料金宿泊施設充実 したの包括的整備を可能とするべく既存の関連 支援措置」の 組み合わせ適用」を促進し、地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置」の関連項目を 全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。